

議会改革特別委員会

令和4年11月4日

葛城市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和4年11月4日(金) 午前11時00分 開会
午後0時35分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	梨 本 洪 珪
副委員長	西 川 善 浩
委 員	坂 本 剛 司
〃	杉 本 訓 規
〃	奥 本 佳 史
〃	松 林 謙 司
〃	谷 原 一 安
〃	増 田 順 弘
〃	西 井 覚
〃	下 村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	川 村 優 子
議 員	横 井 晶 行
〃	柴 田 三 乃
〃	吉 村 始

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸

6. 調 査 案 件

(1) 葛城市議会基本条例の検証等について

開 会 午前11時00分

梨本委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。11月初旬ということで、皆様、非常にご多用の中、本日もご参集賜りまして誠にありがとうございます。本日は、役員改選までで最後の議会改革特別委員会になるかと思えます。これまで1年間、非常に皆様からは、この議会改革に対して様々なご意見、伺ってまいりました。そういったことも踏まえまして、本日は、最後、葛城市議会基本条例の検証ということでございますので、本日も活発なご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、委員外議員の出席を紹介させていただきます。横井議員、吉村議員、柴田議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）葛城市議会基本条例の検証等についてを議題といたします。葛城市議会基本条例につきましても、議会の在り方や役割など、議会に関する基本事項を条例化したもので、葛城市議会の最高規範として位置づけられており、平成29年11月から施行されております。その議会基本条例の第19条におきましても、毎年1回、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、改善が必要であれば、基本条例を改正するなど適切な措置を講じなければならないことが定められており、昨年は、8月の委員会で検証し、9月の定例会でご報告させていただいております。そこで、本日の委員会におきまして、基本条例の条文について検証を行い、今後の葛城市議会における議会改革に関する事項についてご議論いただき、役員改選後も引き続いて議会改革が推進できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、検証に入ります前に、議会基本条例の施行後、これまでに実施してきました議会改革に関する事項をご紹介します。まず、市民に開かれた議会を目指し、議会のインターネットライブ中継、それに加え、リアルタイムで議会中継を視聴できない市民の皆様にもご利用いただけるよう、録画配信サービスの実施、議会会議録の検索システムや、本会議における電子表決システムの導入など、市民の皆様が議員活動をより身近に感じていただけるよう改革を進めてきました。また、葛城市議会の会議における情報通信機器の使用基準を制定し、議会の会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実を図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めました。そのほかにも、議会基本条例第12条に規定されております議員研修の充実強化として、令和2年度より、予算額を増額し、広く各分野の専門家等を講師として市役所へお招きしての議員研修会の開催、議会基本条例第5条に規定されております広報機能の充実として、講師派遣による広報研修会の内容

を受け、「読みやすい」「分かりやすい」「伝わりやすい」を目指して、議会だより編集委員会におきまして、令和2年12月号より、議会だよりのリニューアルを行いました。また、議会基本条例第17条に規定されております議員報酬では、令和2年6月に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民生活への悪影響と、経済活動の停滞による市内業者の経営状況の悪化を踏まえ、市民活動の不安を少しでも払拭できるような支援策の予算を確保できるよう、葛城市議会議員全員の総意として、7月1日から9月30日までの3か月間、議員報酬を10分の1減額いたしました。

このほかにも、昨年度は、議会改革に関する事項として、議会のハンコレスなど、様々な項目について協議を行っております。また、議会基本条例第17条に規定されております議員研修の充実強化により予算化されました講師派遣による議員研修会を、改選後の12月に地方議会総合研究所代表取締役で元全国市議会議長会法制参事の廣瀬和彦先生をお招きし、議員、議会の権限、議会運営に関する事項をテーマに研修を実施しました。

それでは、この1年を振り返りまして、議会改革に関する今後の検討項目につきまして協議をしていきたいと思いますが、項目につきましては、一旦、正副委員長で相談をさせていただき、1、議員定数、議員報酬、政務活動費等について、2、タブレット端末の導入などの議会のICT化について、3、議会と行政の関係、委員会活動について、4、市民懇談会についての4項目を考えております。このほかにも検討項目がございましたらお伺いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、そのような項目でご検討いただくということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議員定数、議員報酬、政務活動費等についてでございます。議員定数と議員報酬につきましては、議会基本条例の第16条と第17条にも規定されており、政務活動費に関しては、この基本条例が制定される際にも、当時の市議会でも様々な議論がされておりました。昨年10月の市議会議員選挙では、残念ながら無投票に終わりましたが、改選後に実施した議員研修会では、議会運営に関する基本的な事項と併せて、定数や報酬等に関する研修を行ったり、人口規模の類似している自治体にアンケート調査をお願いするなど、検討を進めてまいりました。そして、9月に実施しました委員会におきまして、葛城市議会の将来的な議会の在り方、また、議員としての姿を考える上でも、類似団体も含めた一定のエビデンスを基に、一旦、現在の葛城市議会の状況を報告書にまとめることといたしました。このような現状も踏まえて、議員定数、議員報酬、政務活動費等についてご協議願いたいと思いますが、今後の進め方等も含め、何かご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

何かございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 定数、報酬、政務活動費の3点については、過去からいろいろ議論をされて、どれがどう

ということではございませんけども、いずれにしても検討が必要であろうというご意見がたくさんあったように記憶をしております。ただ、この3つのことについて、議会改革特別委員会において判断するということが本来いいのか。それとも、他市は、こういう問題について、第三者委員会等のご評価をいただいた結果を参考にするとかという事例がないのか。その辺のところ、私は、以前からもお話ししてมาすように、自分たちのことを自分たちで、特に報酬等について、少ないぞ、上げようぜ、みたいなお話が、本来、それでいいのかどうかということも疑問視をしておりますので、できることなら第三者委員会等にこの内容についてご検討いただくことが望ましいかなというふうに考えております。

以上です。

梨本委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 今日は葛城市議会基本条例の検証等ということですから、これまで議会の定数の問題については議論をし、それは別に、改めてそれはそれとして報告をされるわけですね。そうであれば、今日は検証ということなので、第16条に基づいてしっかり検証してきたということでも十分かなと。今日ここで議論することではないように思うので、そうするとまた広がってきますから、議会基本条例の検証ということで、この条例に従って、これでどうだったかということかなと思いますので、私は、その点から十分かなと思いました。増田委員からのご意見はご意見として、当然、今後生かされるべきものだと思いますけれども、こういう議論をし出すと、そこはどうかかなと思います。よろしくお願ひします。

梨本委員長 そういったことも、こういう今日のご意見も踏まえた上で今後の議論につなげていくということでございますので、この場で何かを決めていくとか、議論を深めていくということではございませんので、先ほど増田委員のおっしゃっていただいたような意見も十分に反映しながら、次の議会改革の検討課題として進めていただきたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

西井委員。

西井委員 説明になりますけど、当初、合併したいっきに、報酬等審議会という諮問機関で報酬が決められた。ただ、今、上げる、下げるとかいう議論は、谷原委員おっしゃったように、この場で話をしたら広がってしもうて、混乱になってくると。ただ、将来的には、考えたら、私らみたいな能力の低い人ではなくて、やはり若くて能力のある方が堂々と立候補して、また、議員活動の中で一生懸命、葛城市のために先進的に頑張ってくれる方がどんどん立候補しやすい状況と、人間ですから、生活も含めてできるような形に持っていこうということは、将来的に、我々、継続的な責任があるのではないかと考えております。ただ、議題としては、先送りになると思いますが、そういういろんな面で、やはり葛城市を、また、よい葛城市にして、また、市民も喜ばれる葛城市の提案をするような、もっと、より高度な議会を持つためには、そのときの議員も、生活ということも考えた中で将来的に考えていかねば、大事な問題かなと私は思いますので、そういうことの中で、将来のことを考えながら、次、あと3

年では無理かもしれませんが、そういう方向の中で、次々と、一步ずつでも、そういうふうな形にできる議会として提言をこの委員会で徐々にしてもらったらいいいのではないかと考えております。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

松林委員。

松林委員 議員定数、議員報酬、ここに解説いろいろ載ってるんですけども、市民の意見などを考慮しながら、定数ですけども、11ページ、類似市の状況なども参考にして総合的に判断するか、また、12ページの報酬につきましても、市民の意見などを考慮して総合的に判断することを定めると。これ、非常に、今まである一定のエビデンスというのか、根拠がなかったもので、考える基準も、何かあまりにもこの解説が抽象的なものなので、もうちょっと具体的に、いろいろ報告書からも出されるのか知らんけども、具体的なエビデンスにのっとった根拠、ここを出していただいて、考え方をもうちょっと具体的に考えることができるような、そういうような報告書というか、そういうようなものを残していただきたいと私は思います。以上です。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 この問題として、議会改革の、葛城市議会基本条例の逐条解説にどういうふうに絡めていくかというところで意見を言わせていただきたいんですけども、そもそも、やっぱりこの基本条例にうたってるように、議員として市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを最終的な目的と定めると。これが我々が目指すべきところなんです。そのために、やはり議員としての資質を上げていかないといけないというのがまず一番の前提としてあって、今回の、昨年度の選挙は無投票に終わったというところで、議員としての魅力が若干薄れているのではないかとということも1つきっかけになって、今の議員定数、議員報酬、政務活動費というところの議論に入っていったかと思うんです。

西井委員が先ほどおっしゃったように、やはり幅広い年齢層から議員になって、立候補して、市民の負託に応える。最終的に市民福祉の向上と市政の発展に寄与したいという方が出てくるためには、その辺の問題が絡んでくると。だから、最終的には、我々がというか、議会が目指すべきところ、ひいてはそれが市民のためになるのであれば、今の議員定数、議員報酬、政務活動費を、もう少し積極的に話を進めていこうということに向かうのではないかと思います。具体的にそれが、これまでいろんな議論があって、いろんな意見が出てますけども、最終的には、やはりその辺を目指すのであれば、議員の資質向上につながるような結論に向かったほうがいいかなという気はします。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 中身については、しゃべり出したら毎回同じことを言ってしまうので、今後の進め方にしましては、やっぱり、若い方々の声というのは、もちろん若い方々が一番実感してるわけで、子育て世代の方々は、もちろん子育て世代が一番実感してる声だと思うんです。そういった

若い世代の方々の声を拾い上げるという意味でも、今、僕と副委員長が大体同じ年ぐらいで最年少なんですけども、もうちょっと20代、30代の方が立候補していただけるような魅力ある選挙区は日本にもあると思うんです。若い方々がよく活発に選挙に出られるような選挙区とかも参考にして、条件ではないですけども、どういったまちをつくろうとするときに若い人々の声が反映できるかみたいな範例を、僕は次から取り入れたいと前から考えておったんですけども、次の議会改革特別委員会では、そういったところの意見も参考にしながら考えていけたらと思ってます。何か感想文みたいになってますけど、僕は、次はそういう目線でやろうと思ってます。

以上です。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、9月の委員会でも皆様と確認いたしましたように、まずは葛城市議会の状況を報告書にまとめていくということを進めてまいります。今日いただいた意見も踏まえた上で、議員定数、議員報酬等につきましては、今後も検討課題として引き続き検討していくということで確認させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、タブレット端末の導入などの議会のICT化についてでございます。本件につきましては、会議の冒頭にご紹介しましたとおり、議会の会議における議案の審査、所管事項の調査等の充実を図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますが、現状としましては、個人の端末の持込みを許可している状況です。そして、デジタル化政策の一環として、原則として押印を廃止するという政府の政策動向を踏まえ、全国市議会議長会から示された会議規則や各種書式例を参考に、ハンコレスやペーパーレス等の事務の見直しを行っております。また、大量に配布される議会資料の電子化を図り、議員が、場所を問わず、いつでも資料を閲覧することができることで、議案の審査や調査、議会運営、議員活動の効率化に向けたタブレット端末の導入については、2社から実際にタブレット端末を使用しながら概要説明をいただき、先進地にも視察研修に伺いました。そして、委員会としては、導入する方向で進めていくことを確認いたしました。これらの現状を踏まえて、タブレット端末の導入など、議会のICT化についてご協議願いたいと思っております。

何かご意見等がございましたら、お伺いできればと思っておりますが、ございますでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 今、委員長がおっしゃったように、ICT化に伴ってタブレットを導入すれば、ペーパーレス、これまでの事務局の負担が非常に大幅に減ると。それとハンコレスで決裁、これは議会というよりも行政のほうですけど、ハンコレスによって迅速な承認とかに移れると。あと、場所を問わず、資料の参照ができると、これは大きいかなと思います。これに加えて、今回の国会でも議論あるように、コロナとか、こういう不測の事態に、行政組織、特に議会の活動というのを停止せずにするためには、リモートでのそういう会議の参加という体制をまず取らないといけないと。そのためには、タブレット端末を導入して、議場ではまだ難しいと

思いますけども、委員会とかで議事運営がスムーズにできて、なおかつ、行政の決定スピードを遅らせないような体制というのを取るためには、やはりICT化というのはこれから先必要ではないかと考えます。

梨本委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

松林委員。

松林委員 今までタブレット端末の導入について、視察も行い、検証もいろいろ重ねてきて、いろいろ論議もされてきて、その上で、私の言うことも非常に抽象的な発言になると思うんですけども、多くの自治体で導入されておって、非常に問題ないと思うんです。非常に有益なものやと思うので、私はその点を取りましても、やっぱり導入すべきであると、私はこのように思います。

梨本委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 ここまで進めていただいたというのは、委員長をはじめ事務局等にも非常に感謝を申し上げたいと思います。また、私も、この導入については前向きにご検討いただきたいというふうに思います。一番は、事務の負担軽減やというふうに私は思うんです。議論の当初は、これによって二度手間になると。資料を作って、紙やるわ、こっちやるわと、何か事務の煩雑さというふうなことを説明の中で受けて、それは困るねということだったんですけども、逆に理事者側が先にそういう資料のデジタル化を進められて、既にお持ちのそういう資料が、すぐに議員資料として、議会資料としてお渡しできるというふうなお話でしたので、理事者側の事務の軽減にも役立つということを確認できたので、これはやるべきかなというふうに思いました。

それから、国会、県議会、やられてません。これは、私、先んじて市議会がやるべきやというふうに思います。なぜかという、公開の場所でそういう表現したら失礼やと思うんですけども、タブレットを今後、そういう事務の軽減化につながる機器を使って議会運営を葛城市議会ではできるんだという、そういう先進事例によって、市民の関心も、それから評価も、議会に対して備わってくるのかなと。逆に言うと、導入されないところは、私、宇陀市でお話を聞かせてもうたときに感じたんですけども、やっぱり不得意な方から、それはいかななものかという反対意見がありましたという発言があったんですけども、葛城市議会の中で、この導入に関して、いや、そんなん、よう使わんみたいな意見がないということは、非常に先進的な議会であり、評価していただくべきかなと。ぜひとも、予算が確保できるようでしたら、査定はどうなってるか私も聞きたいんですけども、ぜひとも予算化をしていただいて、次年度、導入、よろしく願い申し上げます。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 こだわるようなんですけども、今日は議会基本条例の検証等ということですので、これが、もし、そういうICTに関係することであれば、これは昔の基本条例なので、そこは項目としてないんです。だから、今後ともそういうことを入れるのかどうかということも含めて、

もうそれは必要ないと、議会改革ということで広くやるのであればいいんですけれども、そういうことが必要であれば、議会基本条例の改正ということも要るのかなというふうに思ったんですけど、それだけ意見として述べておきます。議会改革でずっと議論してきたことなので、いろんなことは、また、これをここでもう一回ということになってしまうと、いろんな意見がまた、なってしまうので、それはそれでまとめられてきてると思いますので、すいませんが、よろしくお願いします。

梨本委員長 杉本委員。

杉本委員 谷原委員おっしゃるとおり、何をしゃべったらいいかなと思いつつ考えてたんです。せっかく出たので、ずっとICT化やっていきましょうという話を、皆さん心を一つにやって、僕、個人的には、ものを買うときは、どうせ買うんやったら早いほうがいいでしょうという感覚なので、来年の予算に合わせて、急ぎもせず、慎重に、委員長、副委員長、事務局でやっていただいて、いろんな声も聞いて、これはいいものであるというふうになって前に進んでると思うんですけども、今、多分予算のやつが始まっていってると思うんですけども、今どういう状態なんですか。来年に向けて進んでいってる場合、もう予算立てして、例えば、これ、どういう順番になって、こっちもいじっていかなあかんような気がするんです。先ほど谷原委員おっしゃったみたいに、用途の仕様書ですか、何というんですかね、こういうの。そんなも作っていかなあかんと思うんです。それがないうちに予算を上げて、ちゃんと説明して、こういう使い方しますというのを理事者に説明しなかったら、何か我々がこうやって調べてるのが伝わらんかったら、予算はじかれたら、何かねというところもあって、順番とスパンと今どういう状態になってるのか、せっかくやからお聞きしたいと思います。

梨本委員長 今、谷原委員、それから杉本委員のほうから、条例をどう変えていくのかということの問いもございました。その辺について、少し事務局のほうからでもご説明いただければ、大丈夫ですか、いけますか。

岩永局長。

岩永事務局長 議会基本条例に関しましては、大層に言うたら、国で言うたら憲法みたいなものやと思います。一度決めたものは、情勢がどうのこうのという形ではなしに、やはりすぐに変えるのではなしに、まずいろんなことを実施して、検証した上で変えていくというのが正しいのではないかと。だから、ICT化についても、基本的には、議会の活動をよりスムーズにするためのものということで捉えていただいたらいいのかなというふうに思います。まず検証してみたら、それが今の基本条例にどうしても合っていないよねということであれば、そのときにしっかりと審議していただくというほうがいいのではないかと。取りあえずやるから変えましょうか、ではなしに、重要な、これはほんまに、歴代の議員がこれでいきましたよと決めたものなので、すぐに変えるよりは、しっかりと状況を確認してから変えていただくというのが道筋ではないかと思えます。

予算に関しましては、ただいま積算中で、理事者側のほうに要求をするところがございます。ただ、皆さんもこの間からおっしゃっておられましたように、何か補助金がつくかということ今検証してます。補助金なしに導入いうたら、やはり問題もあると思いますので、

一生懸命、そこら辺は、今、あるのを確認してる状態でございます。

以上です。

梨本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。そのとおりやと思います。1個だけ気になったのは、試し使いするみたいな、宇陀市、議会で試し使い、1回してはったと思うんです。それはやらないんですか。何かこの前やるような空気やったと思うんです。仮で1回使って本決まりみたいな形で宇陀市は使ってみた、みたいなのがあったと思うんです。あったと思うというか、あったんですよ、試し使い。それをこの前ちらっとやりましょうみたいな話やったと思うんですけど、それは、話は進んでないんですか。やるとしたら、うまいこといったとしても、12月と3月しかできないような気がするんですけど、その辺の予定とかってまだ決まってないのか。ここまで言ったらずれてるような気がしますけど。

梨本委員長 岩永局長。

岩永事務局長 まずは導入をしてから、宇陀市もそうだったと思うんですけど、業者も全部決めて、導入してからテスト的にまずやってという形だったと思うので、うちもやはり、業者は1社だけではないので、そこら辺は、予算を取ってから、来年度に業者の選定をさせていただいて、まず導入、本格使用の前にテストで使用して、次の議会からとかいう形で進めさせていただくという計画は立てております。大きな計画ですけども、以上でございます。

梨本委員長 私のほうからちょっとだけ補足させていただきますと、正副委員長の打合せの際にも、この条文のICTがどこに入るのかということに関しては、協議はさせていただいたんです。今の形である、今の議会基本条例であれば、10ページの第13条の議会事務局の体制整備というところが一番しっかりと来るのではないかと。その上で、現在、タブレット端末等の使用も認めておりますが、こちらについても、基本条例の中ではなくて、規約のほうで順次定めておりますので、そういったところ、また、この委員会の中でも皆さんの意見をいただきながら、そういった規約をつくり上げていくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、本日いただいた皆様の意見等も踏まえた上で、タブレット端末の導入などの議会のICT化について、引き続き導入する方向で検討させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは次に、議会と行政の関係、委員会活動についてでございます。本件につきましては、議会基本条例の第7条から第9条に、議会と行政の関係として、議会審議における論点情報の形成や、予算及び決算における政策説明について、また、第11条には、委員会の活動についてそれぞれ規定がされており、その内容については、議会が、市長の提案した重要な政策や予算、決算等の審議において、政策水準を高める議論が行われるよう、また、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対して分かりやすい議論ができるよう、それぞれ規定がされています。その中で、議会基本条例第11条第2項に規定されて

いる、閉会中の委員会における所管事務調査を今以上に積極的に行うことができるように、令和3年12月定例会より、その他委員会の所管に属する事項という項目を各常任委員会の閉会中の審査項目に追加いたしました。これらの現状を踏まえまして、適切に運用されているかどうかも含めまして、ご協議願いたいと思います。

何かご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います、ございますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 今、委員長がおっしゃいましたように、第11条の2項につきましては、今期、大きく前進したのかなと思います。これまでは、所管事項につきましては、閉会中の調査につきましては、理事者側から何かなければ、その件については行われないうことが多かったと思いますけれども、今期は積極的に議会のほうから、こういう資料を出してほしいということで、そして、その上で調査を進めていくということで、厚生文教常任委員会の場合は、給食のことについてもそうですし、山麓線における有価物の状況について議員も勉強もできたということで、非常にこの点では今期進んだということで、私は高く評価できるのではないかと、引き続きできたらとは思いますが、ただ、なかなかほかの部分では難しいこともありまして、先ほどありました第10条あたりについても、自由討議、議員間討議というのは、なかなか議員間討議というのが難しいのかなと。反問権というふうな形で設定されたのは、行政側のほうから時々反問権ということがありましたけども、この点については、今後、議員間討議、自由討議をどうするかは、もうちょっと研究する必要があるのかなと。これは全くほとんどなかったと思いますので、本当にこういうことをやろうとすれば、もうちょっと準備が要るなというふうな思いがいたしました。

以上です。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 委員会の閉会中の所管事務調査、これについては、非常に改革といいますか、前進といいますか、積極的に取り組んでいただいているということを感じておりますが、第6条の市民懇談会は、コロナによる……。

梨本委員長 市民懇談会は次の項目。

増田委員 まだそこは入ってないんですか。

梨本委員長 次、まだそこまでいってないので、申し訳ないです。

増田委員 ごめんなさい。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 では、今、委員の中から、議員間討議をどうするのかということもございましたので、そういった点も踏まえて、今後また検討を重ねていきたいということで、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、市民懇談会についてでございます。このことにつきましては、議会基本条例の施行後は市民懇談会としての開催はできていない状況でございますが、令和2年12

月発行の議会だよりのリニューアルに伴い、議会だよりの編集委員会では、「市民の声をきく」の特集記事の掲載を新たに始められており、各種団体等の市民の方に、記事掲載のため取材に伺い、様々な意見交換を積極的に行っております。このような現状も踏まえまして、市民懇談会につきまして協議願いたいと思いますが、何かご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

何かございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 委員会活動の下の解説のところに、市民懇談会を活用してやれというふうに記述ございましたので、先走ってしまって申し訳ございません。過去に2回の市民懇談会をできたときと、その翌年でしたか、やったと。非常に、私の感想から言うと、来ていただく住民の方も少なかったとか、なかなか充実した市民懇談会ができなかったという、そういう印象がすごく多いんです。昨年、それからその前、3年間、やれなかった理由は、コロナによるものやというふうに思いますけども、非常に難しいなという思いと、次年度に向けてやるという前提で計画を、先ほどからの議論も含めてですけども、重要課題の1つやと思います。これが、この条例をつくった段階でも、これ、書くか、書かんかとかいうことで、非常に作業部会の中でも慎重議論があったんですけども、結局これは必須やと、絶対やっていかなあかんという、市民の代表やという1つの宿命から、こういうテーマがここにあって出てるわけなんですけど、ただ、ほかの議論と比べると、非常に難しい企画であるというふうに私も感じてますので、この委員会ですっきりと綿密な計画を立てていただきたいというふうに思います。

以上です。

梨本委員長 ほかにご意見ございますか。

杉本委員。

杉本委員 僕、議員ならさせていただいて、市民懇談会というのをやったことないので経験ないんですけども、今、吉村副議長をはじめ、議会だよりの編集委員会で、市民の皆さんの声は年4回、10人未満ぐらいのところ、2時間とか2時間半とかって、市民の皆さんとやってる。これ、僕、懇談会って何か分からないですけども、ただやるだけではなくて、ちゃんと効果がある程度あると思う。ほんまに文面に載ってる以上のことの発言とか、若い人らの発言とかもいっぱい聞いて帰ってきて、若干表には出てないですけども、そういった声を反映させようと皆さん思ってやってるから、懇談会の定義が分からないんですけども、僕は、懇談会という、一定の効果がある、市民の声を聞く場というのは、これでいいのではないかという言い方が悪いかもわからないですけども、できてるような気がするんです。言い方は悪いですけど、前の懇談会を見たわけではないので、話を聞いているだけなので、やっぱり難しいと。集まる人数もそんなに多くなかったと。これ、単純に4回やって、10人ずつだと40人の声を聞いているわけじゃないですか。そこでさらに2時間半、活発な意見が交わされて、議会だよりのにも載るし、それを聞いた委員が今後の活動にやっていくというので、懇談会という定義が分からなくて、こういった人数を集めて、こういったところでこういうふうなことを何分やりなさいみたいのがあるんやったら、それをやらなあかんと思うんですけども、今で十分、言い

方は悪いかもわからないですけども、他市と比べても、しっかりと一定数市民の声を聞けるとは、僕は個人的には思ってるんですけども、その辺どういう扱いにするのかというのが今気になったんですけども、まあ、副議長と議会だより編集委員の副委員長の谷原委員がかなり苦勞されてやってるんですけども、一定の成果は出てるような気はしています。

以上です。

梨本委員長 西井委員。

西井委員 基本条例をつくるまでに、取りあえず条例できるまでに一遍して、条例できてからもう一遍したのかな。基本条例をつくるまでに、天理市とか先進地域に視察に行つて質問させてもらつて、やはり、どこの市も含めて、なかなか市民自身、興味はあつても来にくいと。今おっしゃったように、例えば、市民懇談会の中で、どこかで集まってるという声を聞いたら、そこへ出前に議員が行つて、その議題とかを話しするということも1つの方法で、そういうことをやってることもあるしということも当時聞かせてもらつて、そやから、おっしゃるように、市民懇談会という形の中で、市民と議会と交流する場というのが、どの形であろうと懇談会やと。できればそういうふうな形で、地道な形で、大体2回したのが一遍、約20人ほどかな、来てくれはつたのが。ただ、応募した中で、来てくれはつて、設定するのに、場所の問題とかも、非常にあまり大勢来てくれはつたら、ありがたいねけども、準備不足になるとか、また、設備も含めて、そういう問題もあるから、開催するのに非常に困つたのは確かです。現実に大勢来てほしいけど、来てもらうたら……。

議題として、やはり議会で議員が説明して、そのときの、特に問題の議題をしたら、その中で紛糾してしまうというか、議員も個々に、例えば、理事者もまだ答え出てないからあれやけど、例えば水道の話は今説明すると、そういうのは、我々かて、まだ結論出してないし、本来は、我々が結論を出すのではなくて、理事者が結論を出した中で我々は審議するわけですやん。そやから、そんなふうな議題を、現実に市民のほうから声出てきたら、一生懸命、水道の問題も、資料はいっぱい、いろいろ出るとに回るとかいうことをやって、まだ中間状況で説明できるかどうかと。やはり議員というのは、説明するのに正確な情報で、ある程度方角が決まつたということが、やはりいいかげんな情報を流すわけにいかないと。ところが、多分、今の時点でそういうことをやったら、水道どないなってますの、という話は絶対出ると。我々がきちつと答え出せない状況は確かですやん。答え出せないのにおまえら何してるねんというような批判を、ところが、現実では、その話が結論出るまでにきちつと勉強を、皆さん方、してもうてると。はっきり言って、市民懇談会という形自体、開催するのは、非常に議題を決めた中でせな、しにくいと。出前方式で寄せてもろうて、決まつてないことは決まつてない。これは我々が決めるのではなくて、決めるのは理事者やねんと。ただ、決める中で、欠点を我々ついていきます。その状況が今の現在ですというのが現実だと思います。そやから、その辺も含めてちゃんと説明できるような形の中で、編集委員長、頑張つていろんなことをやってもうてること、これも1つ、議会としては、編集委員会であろうと、この中に載つて、これをされたということは事実やと。また、そういうことの中で、いろんな話聞いたら、いろんな団体との交流を持つことが一番手っ取り早い話ではないかなと。

そやから、答えとしては、当委員会ではないけど、議会としたら、そういうこともされてたという取りまとめしてもらって、将来的には、やはり市民ももっと興味を持ってもらうように努力しなければならないやろうというふうな形で締めくくってもらえたらいいのではないかと、私、個人的な意見ですが、正副委員長、またおんぶにだっこみたいなので、何かとお世話かけますが、よろしくお願いします。

梨本委員長 杉本委員。

杉本委員 今、西井委員おっしゃったみたいに、有効的な懇談会というのは何ぞやといったときに、途中のことを聞かれても答えれへん時期ばかりやと思うんです。決まった後にというのはあったら、また微妙なんです。ただ、基本条例が制定されたときは、議会だよりへ、市民の皆さんの声を聞こうというのがなかったと思うんです。それから、副議長をはじめ、議会だよりで市民の声を聞いて、皆さんの声を聞いて、もっとちゃんと反映させていこうとって始まったわけで、今、一定の効果があつたと僕は思う。今言われますから、まち歩いてても、あそこのページだけ見るという方が多いんです。それはそれで、僕は、何が聞きたいかと思ったら、当時はなかったんですけど、これが、毎年毎年、こんなしてちゃんと市民懇談会について話し合う前に、今やってる議会だよりの市民の声を聞くというのが、懇談会に当てはまるのかどうかということですよ。当てはまってるのやったら、やってる。当てはまっていなかったらやらないといけないという2択だと僕は思うんです。僕は個人的には、効果がある懇談会と思ってるので、全然懇談会はしたい。ただ、今、ホットなニュースとかというのでも載せられないですけど、今後、もし、聞いていただけるのやったら、市民の皆さんから聞いて、答えられる範囲は答えたりしてますから。ただ、僕が、2回しか参加してないですけども、かなりいろんな声を聞いて、充実してると思います。ほんまに全然、要望とかもいっぱいあつて、紙面には載せられないですけど、そういったのが、僕は、懇談会としてはかなり他市に比べて有意義ではないかと僕は誇って思いますけど。

以上です。

梨本委員長 西井委員。

西井委員 確かに、杉本委員おっしゃるように、現実には懇談会になつてるけど、ほかの市町村でも視察させてもらって、出前方式で、そこと調整した中で行くこと自体もこれに当てはまるというふうに、他市の視察ではそういう答えを聞いてますし、一番問題なのは、当初、市民懇談会をやって、議会の制度とか、ちょうどそのとき、議会議員の中でも、道の駅やったかな、道の駅で、つくる、つくらんとか、議員もおかしな、いろんな意見があつて、紛糾してて、市民もそれに興味があつたと。そういう話を議題としてやったら、変な状況になると。議員自身も意見が違うのに、そういう説明の中で決まったことを報告するのやったらあれやけど、決まってない状況で、そやから、議会の制度とか、そういう、そのときの議題にならんやつを指定した形でやってたと。ただ、やったのは、やりますという約束してるから、約束は、議員としては、違えられないという形で、ただ、議題としては限定した中でやっていこうと。もちろん庁舎内でやって、一般の市民も、議会全体を視察してもうて、また、本会議場にも、その日には、どこの席でもええと、座ってもらうという経験もええやろうという形で当初や

らせてもらったと。そやから、これから、今、杉本委員おっしゃったように、議会だよりでやってるやつを、また一緒にこの委員会でやって、もっといろんな地域で声を聞いたところで、例えば議員が5人ずつでも分かるとかいう形で、いろんなところで皆さん分かれて参加して、議会と市民との出前講座みたいな形でやるのも、将来的にいいのではないかと私自身は思っております。

以上でございます。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 市民懇談会ですけれども、今出てる議会だより編集委員会でやっている市民へのインタビューというのは、なかなか、1つは、道の駅の問題で、議会内で非常に議員同士の対立がある。市民の中にもいろいろあるということで、この時期に開くのは難しいということ、私も議員になってから、いろいろ話があつて、そのうちコロナになってということで、なかなか開けなかった中で、何としても市民の意見を聞きたいと。その中で、議会だよりのいろんな調査を、吉村編集委員長が先頭になって、いろいろな地域のものを引っ張り出した中で、こういう、市民にインタビューするページがあるということで、それでやろうということで発足してきたんですけれども、私は、議会基本条例における市民懇談会とは違うと思います。と申しますのは、これ、編集委員のごく僅かな人間が行って、そこで100%意見を聞きますけど、このインタビューに載るのはごく一部なんです。だから、前のPTAの方々と話したときに、何で議員全員来んのやと。我々、聞いてほしいこといっぱいあるねんということで、これは趣旨が違いますからということで納得していただいたんですけれども、やっぱり市民の方々の中には、議会にもっと聞いてほしいということは非常に多いわけです。だから、そういう機会を我々が積極的に持つのかどうかという姿勢の問題だと思うんです。開けば、多分すごい批判も受けると思います。議員としての批判とか、厳しいご意見を多々受けるようになると思うんです。だけど、議会としては、市民懇談会を開催するというふうになっているわけですから、そういう方向でやってみて、あかんかったら、また、やっぱりこれは難しいなということであればいいんですけど、この間、全然開いてないということがあるので、議会だよりでやってるからいいんじゃないかということではなくて、正面切って、先ほど増田委員がおっしゃった、委員会活動の中でも、委員会活動の内容の報告とか、市民との情報共有、こういうために自由に意見交換する場として、第6条で規定する市民懇談会を積極的に活用しますというふうになっているわけです。だから、今の場合、私は、市民の関心が一番強いのは水道の問題で、やっぱり市民、どうなってる、どうなってるということがあって、多分個々の議員は、個々にいろんな市政報告会とか、個人としてやっておられる中で、いろんな意見を市民から聞かれますよね。だから、私は、まだ行政は決まってないけれども、決まってない段階でも、ここに書いてある委員会活動の報告のような形で、こういう議論をしてきましたと。まだ市長はどっちから取るということで決めておりませんが、議会としては、こういう議論をして、こういう問題点も検討してきました。その上で市民の意見を聞くというのはありかなと思うんです。

取りあえず、区長会のほうには、市長は、6月でしたか、水道問題に限ってちゃんと説明されているわけです。その後、議会が何も無い、その後動きは全然分からないし、そういう意味では、私は、開けば多分いろんな議論が噴出してたけれども、ご意見を伺うというふうなことは、テーマとしては、全ての市民が関心あることやから、開けるとしたら、市民懇談会ができるとすれば、この問題なのかなというふうに思いますので。今、今期で終わりですから、終わりの検証の部分なので、今がどうのこうの、次の議会改革特別委員会が開かれたときには、3月には議会として議決せなあかんの、3月には議会として議決するということが待ってますので、12月か1月には市長がちゃんと方向性を示された後でも、それは開くことができますし、その場合に開くことも可能であれば、それは委員会の報告としてちゃんと意見を聞くということができるかと思っておりますので、ここは、基本条例にあるとおり、委員会活動も含めて、市民と情報を共有、意見交換の場を設けるとあるわけですから、やはりこれは先ほどあったように、いろんな議論の中でこれを思い切って入れてくれはったわけやから、難しいことがあるかもわからんけれども、前向きに取り組んだほうが私はいいのではないかと考えております。

以上です。

梨本委員長 奥本委員。

奥本委員 市民懇談会ですけども、ほんまに何を目的にするかなんです。単に懇談会を開くことが目的となったら絶対駄目だと思うんです。かといって、第6条にうたってるところは、特に解説のところにあるように、議会と市民との情報共有及び意見交換の場を設けることを定めています。具体的には、定例会や臨時会での審議の内容や経過などを市民に報告する場を設けます。併せて議会全般についての意見交換等も行いますということなので、要は、議会でも今やってることを、もう少し詳しく、そこで伝える場を想定してるのかなと思うんですけども。恐らく前回も、いろんな、西井委員とかの話、今伺いましたけども、そこで、やはり、懇談会に参加される方は、自分の困ってることを聞いてほしいというところもあって、議会のやってることは、正直、こんな言い方をしたら身も蓋もないかもわからない。あまり興味ない方が多いかなという気がするんです。そうなってくると、そこに焦点を当てていくとなると、本当にいろんな質問が飛んでくる場をどう切り盛りしていくかというところに重点を置かんとなら駄目になってしまう。だから、そこが、懇談会の位置づけというのは難しいところだと思うんです。

先ほどから話出てるように、議会だよりの市民の声を聞くというのは、問題のテーマを最初から絞って、これについて聞きますから意見を聞かせてくださいというのでうまくまとまってると思うんです。だから、ある意味、それも本当に市民の声を聞いている場であるとは思いますが、それを一つ参考として、本当にテーマの設定と、どういう意見が出たときに、それをどう今後議会に生かしていくかというところをある程度、予想というか、考えておかないと、行っていきなり、こんな突拍子もない意見が出てきたら、答えに立ち往生して、右往左往したままで終わってしまうとなると、あんまりやる意味もないかなと。だから、その最初の組立てかなと思うんです。これは非常に難しいテーマなので、これからいろいろ

検討していくべきことやと思います。

それと、もう一つは、対面のやつにとられる必要もないかなと。これ、実際やってるところがあるかどうか分かりませんが、せっかくタブレットを導入するんやったら、ネットでのフォーラムみたいなのを開催して、入ってくるというのはありかなと思うんです。実際、選挙において、そういうふうなのをされた候補者がいらっしゃって、私もお手伝いしたことがあるんですけども、数は少ないけども、何時から何時までフォーラムをやるので、意見のある方は入ってきてくださいというチラシをまいたら、実際にそこへ入ってこられて、いろんなことを、市政に対する要望とかを言ってらっしゃる方がいたんです。だから、少なくとも、若い方はそれに乗ってこられる方が多いので、なかなか対面の場には時間も合わないし、その場に行っても意見が言いづらいという方は、そういう場も設けても面白いのではないかなと。可能性の1つとして、方法として、タブレットが、もし、導入になったら、そういうこともできるのではないかという気がします。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 冒頭に、市民懇談会は非常に難しいというお話をしてしまいましたけども、杉本委員のご提案といたしますか、発想といたしますか、今やっていたら、議会の皆さんの、市民の皆さんとの会話、あの取材に関しては、私は、非常に、それに近いといたしますか、市民懇談会だという定義をつけてもおかしくない内容であるのかなというふうに思います。事実、議長も同席をしていただいて、議会としてのやり取りといたしますか、相手方との会話になってるので、非常に私は、あれを市民懇談会というタイトルで位置づけることが、今後の市民懇談会を開催するに当たっての一番近道であるのかな。

それから、今、奥本委員がおっしゃられてました、いろんな立場の方のいろんなご意見を、偏りであるかどうかは別として、聞く機会を年に4回されてるというのは、私は、非常に有効なテーマかなと思うんです。これを議会だより編集委員長の企画として、議会だよりの企画としての催しではなく、例えば、議会改革特別委員会が市民懇談会の担当であるとすれば、議会改革特別委員長がリーダーシップを取っていただいて、市民との今の内容の催しをやっていただいて、それを議会だよりに載せるという役割分担もありかな。議会改革特別委員会で取り仕切るのか、議長サイドで取り仕切るのか、その辺のところであの企画を継続してやっていただくというふうなことが、私は、いろんなお話を聞いてて、いい案だなというふうに感じました。

梨本委員長 谷原委員。

谷原委員 私も、議会だより編集委員会で全部筆記して、起こして原稿を作ってきたんです。だから非常に参考になるのはよく分かるんですが、議会基本条例は、基本的に市民懇談会は、議会における審議内容や経過、委員会における審議内容や経過、これについて市民の方々に報告し、ご意見を賜るといことなので、先ほどありましたように、議会だより編集委員会の場合はこちらで設定するわけです。この間の二十歳の集いの実行委員会の方々には、例えば、葛城市を住みよいまちにするといったら、どんなことをやったら、どんなものがあつたら

いですかとか、あるいは、選挙権18歳、どうですかとか、成人式どうですかと、こちらがその団体に応じた形で意見が出やすいようなテーマ設定もしていきますので、議会基本条例に定められた趣旨とはかなりずれてくるので、やっぱり私は、正面切って、今、例えば、葛城市政で議会で議論してること、審議してること、あるいは審議してきたことでもいいですけども、それについてきちっとご報告して、それについてのご意見を求めていくというのがこの議会基本条例の趣旨なので、そこへ、今やってるから、確かにそれはすごく効果が高いし、それを反映させていけばいいし、また発展させていけばいいと思うんですけども、やはり本来の趣旨からすると、例えば県域水道一体化調査特別委員会がありますと。その議論の経過を委員会としてきちっと市民に報告して、そこでご意見を賜ると。それは意見を賜るだけやと思うんです。責任を持って、こちらが行政ではないですから、言えないわけですけども、それは聞き流しになるかもわからない、生かされるかもわからない。でも市民の皆さんにとってみたら、聞いていただいたと。それなりに議員の方々の考えも聞けたということが大事なのかなと思ってるんです。だから、やっぱり私としては、あくまでこの議会基本条例の条文及び解説にある、こういう方向できちっとやっていくことを試みてみるべきではないかなと。

難しいことは大変よく分かりますし、今、奥本委員がおっしゃったように、最初からちゃんとテーマを定めていけば、もっとやりやすいのもそうだろうし、運営の仕方は、いろいろ検討せなあかんことは多々あると思いますけれども、私としては、議会基本条例にある解説のとおりのことをまだやってはなないので、議会基本条例ができたときに一度やられて、私も議員でなかったけども、参加しました。人数はそう多くなかったですけども、議会基本条例ができてから1回、議会基本条例について説明するというところで、内野委員長から説明があったと思います。僕はすごくよかったなと、参加して思ってるんです。議会は頑張ってくれてはるなと。だから、そういう形で、まだ1回もやらない中で性格が変わるのはどうかと思いますので、一度こういうことでチャレンジしてみたらどうかというふうに思います。

梨本委員長 1回まとめさせてもういいですか。これ、私のほうで今、皆さんの意見を踏まえた上で、まず、現在、議会だよりで実施してる市民の声を聞くというこの取材、これは非常に有効であるということは、委員の皆さん、ご認識は変わらないということでございますので、これについては、まずは一旦、所管の委員会で市民懇談会の一環として実施している。これで私は一ついいと思うんです。ただ、その内容や、議会だよりに掲載するなどというところに関して、今後、どういった問題を取り上げていくのか。例えば、県域水道一体化調査特別委員会であるとか、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会であるとか、いろんな委員会の所管事項を飛び越えてやるということも難しいと思いますので、そういった委員会と調整しながら、もし、市民の声を聞くというこのコーナーだけではなくて、もっと多数、市民の人に広く集まっていたらやるという場合には、そういった方法も検討しながら進めていくと。一旦は、議会だよりの市民の声を聞くということベースとしながら、そういったことも併用しながらやっていくという方向で、一度検討してみたいかかとい

うふうに、私自身、皆さんの意見を聞きながら、1つに集約すると、なかなか、谷原委員がおっしゃるように、やってみるといふところも大切だと思いますので。西井委員であるとか、増田委員とか、先輩議員がおっしゃってるように、目的がないと、このテーマについてということがないと、なかなか人が集まってこないであるとか、せっかく有効な意見を持っておられる方が来ていただけないということになってしまいますので、そういったところは今後検討をしていけばいいのかなというふうに私自身思っております。ですので、ちょっと難しくなるんですけども、議会だより編集委員会、そして、この議会改革特別委員会、そして、あとはそれぞれのテーマを持った所管の委員会、常任委員会、特別委員会も踏まえて、そういったところでテーマを持ち寄りながら、それを「市民の声をきく」の取材に反映していくのか。もしくは、しっかりとした、議会全員もしくは委員会を中心とした議員懇談会として開催していくのかということについて今後検討していけばいいのかなというふうに、私、聞きながら考えておりました。

今、私、皆さんの意見をまとめながら整理させていただいたんですけども、いかがでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 そのとおりだと。僕、さっきから聞いてて、偏った考えではなくて、僕は何を思ってるかといったら、僕、議員になってから1回もやってないじゃないですか。ということは難しいんです。コロナがあったというのを加味しても。じゃあ、これどおりにやってたら、5回やってなあかんじゃないですか。でも、やってない。けど、代替案ではないですけども、「きかせて！市民の声」が懇談会に当てはまるのか否かと聞いてるだけなんです。必要であれば、ちゃんと説明して、議員全員でやらなあかん懇談会が必要であれば、やったらええに決まってるじゃないですか。ただ、これに毎年やるべきでと書いてあるのに、単純に5回やってないわけでしょう。でも、こういう活動をやってて、せめてもの救いじゃないですけども、これも懇談会に入るんですかと聞いてるだけなんです。これをやってるから、ちゃんちゃんなんか、僕、一言も言ってないんです。そこは今、委員長おっしゃったみたいに、柔軟な考えで、所管によっていろいろテーマを決めて、これとコラボしてやったらいいんじゃないのかと僕は思うんです。ただ、皆集めて、この日にがちがちに、このメンバーで言いたいことを言ってくださいというのは難しいんじゃないのかと聞いてるんです。それで水道の話を僕聞かれても、市長に聞いてくださいしか言えないですから、多分、僕が行っても。やったら、今の話みたいに、がちがちにやらんと、こういうテーマでこんなところへ行ってやります。今回は、先ほど奥本委員もええことをおっしゃったけど、厚生文教常任委員会でこういうことをやるから、コラボしてやろうとかでいいと思うんです。そういうふうに柔軟にやる上で、そもそも毎年毎年、懇談会どうしますという話をのくために、この活動は懇談会に入るんですかと聞いてるんです。そこだけ今日決めたら、来年は話しなくていいんじゃないですか。

以上です。

梨本委員長 谷原委員。

谷原委員 私が言ってるのは、懇談会の目的ははっきりしてるんです。解説に書いてあるんだから。

目的は、議会や委員会での活動内容の報告をすると。審議の状況とか、そういうことを報告するというのが目的です。そこで市民の皆さんと意見交換をすると。情報共有するということもあるし、それが目的なんだから、また、第6条のところは、委員会としても開けるようになってるわけです。委員会としても。だから、それは、何かそこを議会だよりのほうでインタビューでというふうに……。それはやったらいいですよ。やってるんだから、それは別の活動ですから、議会だよりの編集委員会の活動でやってるわけですから。それは市民の意見を聞くということで、市民にも会する活動で、それはそれとしてあるんだから、それは私は否定するものでないし、やってることなので。だけど、ここである議会基本条例というのは、あくまで議会の審議、審査、そのことに関わって、市民に報告をして、意見交換をする、情報共有をする。そのための議会基本条例ですから、だから、私は、これはこれとしてありだなと。だから、そこへ流し込むようなことはやめていただきたいんです。本来はこちらがメインなんだから、やられてないけれど。でも、それは、例えば、今度水道の問題で委員会でやりますということだってできるわけでしょう、県域水道一体化調査特別委員会で。だから、これやって、これまでの委員会の審査内容について報告すると。行政ではないから答えられない。杉本委員が言ったように、答えられない。でもこういう報告、それは聞きますと。答えられないから聞いて、また反映させますと受け止めたらいいいわけで、だから、そういう形で、私は、これは基本条例どおり、これは変えられてるわけではないから、今回はできなかつた。ただし、議会だよりの編集委員会等で市民の意見を聞くという活動をやってきたということだろうと思います、まとめとしては。やってないんだから、これ。できなかつたということは確かにした上で、それに代わるものとしてこういうことをやってきたというだけのあれだと思えます。

梨本委員長 これ、ここで議論し出すと、中身のほうの話にもなっていくますし、一旦、杉本委員おっしゃられてるように、これは市民懇談会の一環である。これが全てであるということではなくて、一環であるということで、多分ここの認識は皆さん間違いないと思うんです。ただ、谷原委員のおっしゃるような、ちゃんとしたテーマを持った委員会でそういったものをきちっと出した上で、市民懇談会も今後しっかりと検討していくというところで、それほど皆さんの意見は相違してないのかなというふうに私感じるわけですが、そこはよろしいでしょうか。

西井委員。

西井委員 これ、議会だよりの編集委員会でやってくださってることは、我々も、そやから、やってないとかいうような発言されるんやったら、この委員会で許可してしはりましたのかという話になるんや、言うてみたら。一応この委員会、そんなこと自体は、俺も強く言いたくないけど、今、谷原委員言わはるようなことを言い出したら、制度からいってらそうやねん。ほんで、各委員会ではできるけども、この委員会がある限り、これにさせてもらいますというのは、ところが、そんなこと言わんでもやってくれはったらええがなと。ほんで、基本的に、議会だよりの、もともと、基本条例からこういうのができてから、議会の広報を出さんなあかんという流れになったけど、そやから、別組織やねけども、こちら認めるから、こんなこっ

ちはしてないという話で言わはったら、こちらが声かかったのかという話、そんな話はしてないやん。一生懸命やってくれてはるのにやで。そやから、その辺は大らかな考え方で見てもらわな、そうでなかったら、この委員会としては、私、何も許可してませんというような、そんな重箱の隅のつつき合いの議論になるよって、それを一生懸命やってくればった、汗かいてくれたはったのに、そういう批判するようなこと。私はもちろん批判ではないから、はっきり言って、一生懸命やってくれたはることにについては敬意を。そやから、その辺も含めて、自由活発に各委員会として、委員会的一部分として広報でやってくれてはるねんという解釈があれやけど、これとは別やでとかいう話になると、そこまで言いたなると。一生懸命やったはった人に、ほんまに泥を塗るようなことを言いたくないよ、はっきり言って。そやから、その辺を大らかにやってもらわなかつたら、言うてもらわなかつたら。やってないやろうとか、そんなことまで言われたら、そういうことです。そやから、やった、やってないより、その流れも含めて、将来的にもっと前へ進んでいかなんいうふうな形で取りまとめしてもうたら。そうでなかったら、この委員会も、今の話でいったら、正副委員長、一生懸命、毎年よりも、委員会、協議会も一生懸命やってくれたはるし、また、今出たタブレットの話もそうやし、今までないことをいろんな提案して、また、その研修会も今まで以上にやってくれてはることに、何かしよう思うたら、正副委員長、大変やと思います。そうやってやってくれてはることも含めて、私はその辺で、そういうような形で、大きな目で、もちろん、議会だより編集委員長、議会ごとに大変努力してもうてることも私分かってるけど、そんなんで、こっちがやってるのがどうやとか言い出したら、そういう話になるよって、そんな話はやめとこうかということで、まだまだ、また広報も頑張ってください。敬意を表しておりますので、どうも。

梨本委員長 先ほど、私、まとめさせていただいたように、本当に議会だより編集委員会、非常に熱心にやっていただいておりますので、これは市民懇談会の一環ということで、これとは別にまた目的を持って、例えば、谷原委員おっしゃるような県域水道一体化調査特別委員会であるとか、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会もそうですし、また今後、我々の議会改革特別委員会の中で、議員定数、議員報酬に関しても市民の方の意見を伺うという場が必要になってくるかというふうにも考えております。そういったことを踏まえまして、具体的な懇談会等の実施、また、奥本委員がおっしゃられたような、タブレットを使用したリモートの会議も検討しながら、引き続き検討してまいりたいというところでよろしいでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 なかなか理解していただけないから私も困ってるんですが、私、議会だよりの、さっき言ったようなインタビュー記事をずっとまとめてきたわけです。聞き取って、テープ起こしして、まとめてきたんです。そういう活動もやってきました。それはやっぱりこれがあるからです。市民の意見をちゃんと議会で吸い上げたいということをやってきました。でも、それは、ここで議会活動の、議会基本条例の市民懇談会の中の位置づけとしてやったということは、これまで一切こういうところでは確認してないんです。つまり、ずっと確認せずに、こうい

うことをやりますということで、それで議会、こういうことをやってきているから、皆さんの意見を聞けるということで、議会だよりは懇談会の代わりになると。代わりになるという感じかな。だから、それができてない段階で市民の皆さんの声を聞く、いいやり方だなということは確認してきたんだけど、ここに、議会基本条例に書いてある、要はこの文言どおりです。文言どおりはこうなだから、こういうことではできてないと。できてないんだけど、市民の意見を聞くということについては、そういうふうに取り組んできたということだろうと思うんです。だから、私が言いたいのは、こっこのほう、解説に書いてあるほう、これをきちっとやるということが曖昧になってはならんということだけ言いたいです。それだけは言いたいです。だから、それさえはっきりしてたら、それは議会だより編集委員会ですべて努力してやってきたことが、市民懇談会としての役割を果たしてきたと評価していただいたら、それはそれで大いに結構なことなので。メインストリームがないがしろになったらあかんということだけなんです。

梨本委員長 川村議長。

川村議長 たくさんご意見、非常に活発な、さすがに最後の議会改革特別委員会だと思って喜んでおります。いろいろと4つの項目に分けてご議論をいただいて、議会を一応束ねる責任者として、最後に総括で言わせていただきます。非常に、今年1年、議会としては、いろんな方面で議論が進んだというふうに思っております。選挙がなく、定数が多いのではないかと、まず市民の声から始まりまして、勉強会をいたしまして、いろいろな類似団体データを取っていただきまして、検証も進めていただきました。それについての報告書もまとめていただきました。これも、我々の今までの1つのデータとしてしっかりと認識をしたところでございます。タブレット、ICT化につきましても、他市に、先進地に出向きまして、幾ら古株の議員も、この機器についていけないかなというようなお話はあっても、やあ、よくやってくれたと。もっと早くやればよかったというようなお話があつて、葛城市も、ぜひ、今、先ほどからの意見もありましたように、そんなことを言われる方がいないというレベルになっておりますので、ぜひこれは進めていかなあかんというふうに思います。

委員会や議会との行政の関係、これにつきましても、非常に活発な委員会活動ができたというふうに思っております。私が1つだけ、行政に向けて、議会の事務局の在り方、ここにつきましても、投げかけております。というのは、やはり人員が少ない状況にあると。今度12市の会長の市に当たりますし、特に次の年次は非常に多忙な時期にもなりますので、ぜひとも、行政側にも理解をいただいて、事務局の充実というのを図っていただき、それがまた議員の質的向上につながるということを、今回は非常に重要な課題として挙げさせていただきたいと思っております。

最後の市民懇談会でございますが、私は、谷原委員が、非常に第6条を固い状態で思っていたというふうに、私の、個人としては、そう思わせていただきましたけれども、コロナ禍でできなかった市民懇談会、これまでも市民懇談会の難しさというのは、どの時期にするべきなのかという、時期も非常に重要な議論の1つでしたし、このことについて随分議員も知恵を絞ってこれまで来まして、それでコロナになってしまいました。議会基本条例

が憲法のような役割があるというぐらいの重いものでありますが、この位置づけとしまして、市民懇談会につきましては、市政や議会運営について、広く、例えばインタビューをされるときの、PTAでしたらPTAの、それぞれの行政に対するいろんな課題、諸問題を挙げていただいています。これも立派に議会、市民懇談会であるのではないかと。要するに、先ほど委員長が言われたように、一環、こういう柔軟的な対応をまず議会としてやったか。別に、議会だよりの広報というツールの中でこれができたわけですから、これはこれで私は成果があったというふうに。そんなに、今言われたように、どこかの委員会の問題についてという固い目的を持ってやるというのも、これも1つだと思いますが、もうちょっと柔軟的に議会としてやれたなという成果を、せっかくご苦勞もいただきましたし、1歩前進、2歩前進という形で、市民の人たちと会話ができたな、対話ができたなというふうに思っただければ幸いです。

本当にこの1年、委員長、副委員長におかれましては、いろいろと、最後の総括もしていただきまして、ありがとうございます。また次年度に向けて、タブレット、予算取り、なかなか高額な予算取りでございますので、交渉も非常に厳しい状態です。でも、これはやっぱり進めていかなければならない。議員報酬等のこと、それから、政務活動費につきましては、いろいろな予算が莫大に多重に積み重なると、議会としてもなかなか予算取りも難しいです。これからは、1つずつ前進していけるようにというふうに、皆さん、また、これからもいいご意見をいただきながら進めていけたらと思っております。委員長、本当に、委員の皆様も、ほんまに活発な意見をいただいて、またそれぞれに参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。ありがとうございます。

梨本委員長 それでは、今、皆様から多様な意見をいただきました。そういったことを踏まえた上で、具体的な市民懇談会の実施については、引き続き検討していくということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

梨本委員長 ありがとうございます。それでは、本日の委員会で検討する議会改革に関する項目につきましては、以上でございます。

それでは、これまでにいただきましたご意見を参考とし、議会基本条例の条文内容につきましては、現状のままとし、本日も議論いただきました議会改革に関する事項につきましては、引き続き検討していくことといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認め、本日の委員会での議論内容につきましては、11月臨時会におきまして委員長報告を行い、引き続き議会改革を推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

調査案件(1)葛城市議会基本条例の検証等については以上といたします。

それでは、これで本日の調査案件は終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

横井議員。

(横井議員の発言あり)

梨本委員長 ほかにございませんか。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

梨本委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。この1年、改選前も含めて、2年続けて、私、議会改革特別委員長を拝命いたしました。思えば、私自身、研修をしっかりやって、我々議会の底上げといいますか、皆さんと色々な知識の、情報の共有をしながら前に進めていきたいという思いでこの1年取り組んでまいりました。うまくいった部分もあれば、まだまだ、今日、皆さんに活発にご意見いただきましたように、まだ、これからもっと議論が必要な部分もあろうかと思えます。そういったことも含めまして、改革の歩みをこれからも進めたい、そんな葛城市議会でありたいというふうに願っております。

最後になりました。本当に皆さんのご協力をもって1年間、西川副委員長とともに進めることができました。そのことに感謝を申し上げまして、議会改革特別委員会を閉会させていただきます。皆さん、ありがとうございました。

閉 会 午後0時35分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

梨本 洪珪